



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

21	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
22	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
23	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	2
24	指定一般相談支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
25	救急病院の認定	(医務課).....	2
26	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
27	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
28	道路の供用開始	( " ).....	3
29	道路の区域変更	( " ).....	4
30	道路の供用開始	( " ).....	4

### ○ 収用委員会告示

1	土地収用法による裁決手続開始の決定	.....	4
---	-------------------	-------	---

### ○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	5
	〃	( " ).....	5
	都市計画の図書の写しの縦覧	( " ).....	6
	〃	( " ).....	6

## 告 示

### 和歌山県告示第21号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年2月24日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成25年12月24日

#### 2 名称

特定非営利活動法人レインボーハウス

#### 3 代表者の氏名

林堂自代

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市弘西232番地

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもの居場所の運営を中心に、不登校の子どもと不登校を経験した子ども及び、学校

外の学び・交流を求める若者の成長を支援し、また不登校問題を通して地域社会の理解と関心を深め、不登校を生みださない社会環境の創造に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	特別養護老人ホーム ありだ橘苑	有田市野639-2	短期入所生活介護 ・介護予防短期入 所生活介護	平成 25.12.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	デイサービスセンタ ーありだ橘苑	有田市野639-2	通所介護・介護予 防通所介護	平成 25.12.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	ありだ橘苑在宅介護 支援センター	有田市野639-2	居宅介護支援事業	平成 25.12.1

## 和歌山県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南あ 11-25	岡仁郎	ななさと訪問マッサージ院	海南市別院588	平成 25.12.18

## 和歌山県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	一 般 相 談 支 援 の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3031610 227	まごころランド	有田郡有田川町 上中島859番地1	地域移行支援 ・地域定着支 援	特定無し	株式会社たか がきサービス ステーション	有田郡有田川町 下津野807番地1	平成 26.1.1

## 和歌山県告示第25号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台二丁目8番地の1
- 3 有効期限 平成28年12月23日

**和歌山県告示第26号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田市宮崎町字女ノ浦1925の1から1925の5まで
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第27号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上鞆湊那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市横谷字丸瀬264番3地先から同市横谷字丸瀬250番5地先まで	旧	4.46 } 10.87	22.80	
同上	新	7.36 } 10.87	22.80	

**和歌山県告示第28号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上鞆湊那賀線

供用開始の区間 紀の川市横谷字丸瀬264番3地先から同市横谷字丸瀬250番5地先まで

供用開始の期日 平成26年1月14日

**和歌山県告示第29号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中上ミ440番3地先から同町大字川関字中村丸山ノ前1420番7地先まで	旧	9.70 ） 15.25	107.00	県道那智勝浦古座川線との重用延長32.80メートルを含む。 川関橋 L=29.00
同上	新	9.70 ） 15.25	107.00	同上
同上	新	2.95 ） 17.15	112.00	県道那智勝浦古座川線との重用延長61.50メートルを含む。 仮設橋 L=30.00

**和歌山県告示第30号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中上ミ440番3地先から同町大字川関字中村丸山ノ前1420番7地先まで

供用開始の期日 平成26年1月14日

**収用委員会告示**

**和歌山県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年12月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成26年1月14日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山市

- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・2・5号 松島本渡線  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 （次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在地番	地目	地積 (㎡)		取用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
		登記簿	現況								登記簿
和歌山県 和歌山市 津秦字青田	258番8 公衆用 道路	公衆用 道路	5.41	5.42	1.69	—	とち住宅有限 会社 代表取締役 不明 ただし、商業 登記記録上の 代表取締役 和歌山県和歌 山市木枕233 番地 矢出武 雄、同人は平 成3年10月19 日死亡	不明 ただし、不動産 登記記録上の住 所及び商業登記 記録上の本店の 所在地 和歌山 県和歌山市中之 島252番地の2	—	—	—

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称  
海南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
海南市まちづくり部都市整備課
- 縦覧期間  
平成26年1月14日から同月28日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年1月14日

- 1 都市計画の種類及び名称  
海南都市計画道路(3・4・109号築地木津線)  
海南都市計画道路(3・6・122号木津沖野々線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県海南市阪井 字池ノ内、大沼谷、野添、有原、大西、道場山、鈴田、小田奥、脇田、東坪  
木津 字西山、水落、上ノ段、出口、堂谷、高白、木津阪、中谷、鴻ノ巣  
沖野々字下ノ段、越前
- 3 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間  
平成26年1月14日から同月28日まで

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画生産緑地地区の変更
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画ごみ焼却場(和歌山市第二清掃工場)
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課